

別紙 2

沖縄県県営住宅等管理業務仕様書
(維持修繕編)

令和6年8月

沖縄県土木建築部住宅課

目 次

1	県営住宅等の維持及び修繕等に関する業務	1
1.1	趣旨	1
1.2	施設の概要	1
1.3	維持修繕業務等の対象施設	1
1.4	共通事項	1
2	県営住宅等の維持修繕等に関する業務	3
2.1	維持修繕業務の概要	3
2.2	維持、修繕等の業務	3
3	県営住宅等の保守管理等に関する業務	5
3.1	保守管理業務の概要	5
3.2	保守点検管理業務	5
3.3	自然災害または火災等の報告及び点検	12
4	県営住宅等の環境整備に関する業務	13
4.1	環境整備の実施	13
4.2	駐車場環境整備の実施	13
5	施設概要資料	14
	県営住宅の施設概要	15
	保守管理業務一覧表	18
	エレベーター一覧表	31
	遊具等設置一覧	34
6	参考資料	38
	国土交通省告示 資料	添資 1・2

1 県営住宅等の維持及び修繕等に関する業務

1.1 趣旨

本業務仕様書は、県営住宅・改良住宅及び共同施設（以下、「県営住宅等」という。）について指定管理者が行う維持、修繕及び保守管理（以下、「維持修繕業務等」という。）の業務内容、履行方法及びその水準に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務仕様書に記載している内容は、最低限の管理運営水準を定めたものである。

1.2 施設の概要

管理の対象となる施設は、募集要項に示した業務区域内の県営住宅等である。

なお、指定期間内における県営住宅等の建替事業、除却、借上公営住宅の実施、県営住宅等の移管などにより管理対象の団地数、管理戸数などが増減する事がある。また、指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

1.3 維持修繕業務等の対象施設

対象施設は、業務区域内のすべての県営住宅等及び、その敷地が対象となる。

1.4 共通事項

- 維持修繕業務等の執行においては、入札によるなど最小の経費で最大の効果が上がる方法を持って予算の効率的な執行に努める。但し、緊急修繕など、理由がある場合は入札によらない方法で迅速に対応する。
- 指定管理者は現場調査及び設計を行い、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考に維持修繕業務等の価格を適正に積算する。
- 業者選定については、公平性を確保するため、原則入札により決定すること。但し、特命契約の理由が明確であり、かつ県の承諾を得ている場合にはこの限りではない。なお、業者は、「沖縄県土木建築部建設工事入札参加資格者名簿」に登録された有資格者の中から選定する。
- 維持修繕業務等の1件当たりの費用が高額になる場合は、県と協議する。
- 入居者の負担がある場合は、入居者と協議を行い、書面で負担額及び負担金の納入方法等について覚書等を交わすものとする。
- 入居者と指定管理者との修繕区分については、原則として「県営住宅修繕負担区分」によるものとするが、これにより難しい場合は、県と協議する。
- 県営住宅等の点検・修繕等の維持管理内容については、データベース化し、県営住宅修繕台帳として指定管理者が管理する。県営住宅修繕台帳の整理については、入居者からの要望内容、点検・修繕結果等を「県営住宅管理システム」に登録し、維持修繕

業務等の情報を蓄積・整理する。

- 維持修繕業務等の業務実施にあたっては、安全に十分配慮し、入居者、自治会及び近隣住民に修繕内容を周知するほか、厳重な安全対策をとる。
- 指定期間内に維持修繕業務等の業務実施にあたり、大雨、台風、火災、地震等の自然災害及び保守管理対象設備が入居者の生命、財産に被害を与える恐れが場合又は、日常生活に支障を及ぼす恐れが場合に対応するための危機管理マニュアルを作成するものとする。なお、指定管理者である者が別途作成した危機管理マニュアルがある場合は、県が内容を確認のうえ、承諾した場合に限り、これに替えることができる。

2 県営住宅等の維持修繕等に関する業務

2.1 維持修繕業務の概要

維持修繕業務とは、経常的修繕（一般修繕、空家修繕）、緊急修繕及び計画修繕であり、原則として原状回復を目的とした修繕をいう。

2.2 維持、修繕等の業務

(1) 主な業務

①維持修繕工事の実施

（必要に応じ、県と現地確認を行い、修繕内容等について協議する）

②修繕業者へ「工事完了調書」を作成させ、修繕内容及び作業状況を確認する。

③修繕代金の支払い。

④修繕内容及び発注状況を「県営住宅修繕台帳」に整理する。

⑤県への実施状況報告を「県営住宅修繕台帳」により行う。

(2) 業務報告

以下の維持修繕業務等の業務内容について、業務報告書として提出する。

提出	業務内容	様式	提出時期
執行状況報告書	維持修繕業務の執行状況を整理し、実施状況を提出（写真等も添付）	協議	毎月
空屋修繕進捗状況管理報告書	空家状況について、様式に整理し、進捗実施状況を提出	県様式	毎月
県営住宅修繕台帳	修繕内容及び発注状況を「県営住宅管理システム」にて整理し、実施状況を提出	協議	毎月

毎月提出分は、翌月 10 日（3 月は 3 月 31 日）までに月次報告書と併せて提出。
執行状況が確認できるよう「工事完了調書」及び支払いを証明できるもの（契約書、領収書、振込証明書の写し等）を整理し、保管しておくこと。

(3) 一般修繕の実施

一般修繕とは、経常的に生じた汚損、破損等で、日常生活に支障をきたす箇所（住戸及び共用部分）を、その都度部分的に修繕することをいい、巡回調査や入居者の通報等に基づき、予算の範囲内で指定管理者の判断で実施する。

①一般修繕の修繕願の受付、調査

②一般修繕の見積書、設計書作成、発注、施工、完成、検査、県営住宅管理システム登録

③その他、業務に関すること

(4) 空家修繕の実施

空家修繕とは、県営住宅入居者が退去したときに住戸内の原状回復を目的とした修繕（建替事業等において現入居者を他の県営住宅等に移転させる際の移転先住戸の修繕も含む）をいい、毎年度空家修繕計画案を県に提案し、相互に協議のうえ決定し、予算の範囲内で指定管理者が実施する。

- ①退去検査日の設定、現状確認の立会
- ②入居時の模様替等の有無を確認し、退去者による適切な原状回復の実施状況確認
- ③県負担分及び退去時修繕費入居者負担分（敷金充当後）の額の決定、退去者負担分の支払、収納の確認及び督促
- ④退去時修繕費入居者負担分未払者について、徴収、督促、精算処理を行う
- ⑤修繕工事発注、施工状況確認
- ⑥完成検査、県営住宅管理システム登録
- ⑦その他、業務に関すること

(5) 緊急修繕の実施

緊急修繕とは、雨漏り、漏水など予期せぬ事故、劣化・損耗及び災害等による損傷で、生命・財産に直接影響を及ぼす恐れがあり、緊急に実施する修繕のことをいい、巡回調査や入居者の通報等に基づき、予算の範囲内で指定管理者の判断で実施する。

- ①緊急通報の受付、点検、調査等（24時間体制）
- ②緊急修繕の調査、緊急補修、入居者への対応
- ③緊急修繕の見積書、設計書作成、発注、施工、完成、検査、県営住宅管理システム登録
- ④緊急修繕の本復旧、県への報告（速報報告・完了報告）
- ⑤その他、業務に関すること

(6) 計画修繕の実施

計画修繕とは、建物等の経年に伴う老朽度等を考慮して、主に建物の長寿命化を目的とした計画的に実施する修繕をいう。

- ①修繕箇所の情報収集、巡回調査
- ②沖縄県公営住宅等長期修繕計画に基づき、各地区毎の修繕計画書を作成する
- ③現地調査、緊急度、計画書等を県と協議
- ④計画修繕の見積書、設計書作成、発注、施工、完成、検査、県営住宅管理システム登録
- ⑤その他、業務に関すること

3 県営住宅等の保守管理等に関する業務

3.1 保守管理業務の概要

保守管理業務とは、入居者の日常生活に支障をきたすことのないよう、県営住宅等を適正な状態に維持するために必要な保守点検と管理を行うことをいう。

3.2 保守管理の業務

(1) 主な業務

以下の保守管理業務を関連法令等に基づき実施（仕様書の作成、積算、発注、業務管理、完了検査）する。

- ①建築物及び建築設備の定期点検
- ②エレベーター法定点検及び保守点検
- ③給排水設備保守点検、清掃、水質検査
- ④電気設備保守点検
- ⑤防火及び防災設備保守点検
- ⑥樹木管理及び法面除草等
- ⑦定期的な県営住宅等及びその敷地の巡回点検（月1回以上）（以下、「定期的な巡回点検」という。）

(2) 業務報告

以下の保守管理の業務内容について、業務報告書として提出する。

提出	業務内容	様式	提出時期
事業計画案	年間の業務計画を県に提出し、承諾を得る	協議	4月末まで
実施状況報告	保守管理業務の執行状況を整理し、実施状況を提出（定期的な巡回点検報告含む）	協議	毎月
各種法定点検、保守点検	法定点検、保守点検を実施し、実施状況を提出	協議	各業務の指示により提出

毎月提出分は、翌月10日（3月は3月31日）までに月次報告書と併せて提出。
執行状況が確認できるよう「工事完了調書」及び支払いを証明できるもの（契約書、領収書、振込証明書の写し等）を整理し、保管しておくこと。

(3) 建築物及び建築設備の定期点検

1) 目的

定期的な点検を行うことにより適法な状態を維持することを目的とする。

2) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等のうち、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める全ての建築物及び建築設備とする。ただし、定期点検の実施時期については、沖縄県建築基準法施行細則の定める時期に実施すること。

3) 点検項目

平成20年3月10日国土交通省告示第282号（建築物）及び平成20年3月10日国土交通省告示第285号（建築設備）による。（参考：別添資料1・2）

4) 業務内容

- ①建築基準法第12条第2項に基づく建築物点検
- ②建築基準法第12条第4項に基づく建築設備点検
- ③調査計画の作成
- ④改修計画の作成
- ⑤不具合箇所の修繕発注・検査

5) 点検結果

点検結果は、点検終了後、とりまとめて月次報告書とあわせて随時報告する。不具合箇所の改善結果・改善方針については、各年度の3月31日までに報告する。

報告書の様式、添付資料等については、建築物点検は建築基準法施行規則第5条第3項及び第4項、建築設備点検は第6条第3項及び第4項に準じたものを使用する。

(4) エレベーター法定点検及び保守点検

1) 目的

エレベーターの日常管理と定期的な保守業務によって、安全で快適な性能維持を目的とする。

2) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等（資料：エレベーター設置一覧表）。
指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

3) 点検項目及び点検内容

点検項目及び点検内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」最新年版の該当項目により行う。

4) 業務内容

- ①点検・手入れ保全(月1回)
 - ・点検、手入れ保全（給油、調整、清掃等）を実施し、作業報告書を提出する。
 - ・点検項目は、「建築保全業務共通仕様書及び同解説」の周期によるものとする。
- ②遠隔点検及び異常監視
 - ・対象設備の運行状態の記録と運転機能の点検
 - ・変調発生後の処理と作業報告の実施
 - ・遠隔点検で点検できない項目については、定められた周期で現地点検を行い報告する。

③消耗品の供給

機器類を適切な状態に維持するため、必要な消耗品（油脂類等）の供給を行う。

④維持修繕

機器の損耗・劣化等のおそれがある場合は、構成部品の修理、取替を維持修繕業務として行う。

⑤品質検査（年1回）

総合的な機能確認を行い、結果を報告する。

⑥緊急時の対応（24時間対応可能な連絡体制とすること）

⑦法令等に基づく定期点検報告書作成

法令等に基づく定期点検報告書を作成し提出する。

⑧法令等に基づく検査の立会い

法令等に基づく検査の立会いも本業務に含む。

5) 点検結果

点検結果は、点検終了後、とりまとめて月次報告書とあわせて随時報告する。不具合個所の改善結果・改善方針については、各年度の3月31日までに報告する。

(5) 給排水設備保守点検、清掃、水質検査

1) 目的

給排水施設の機能を十分に発揮させ、衛生的環境を確保することを目的とする。なお、点検内容及び回数については水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、下水道法、浄化槽法等関係法令の定めるところにより実施する。

2) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等及びその敷地（資料：保守管理一覧表）。指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

3) 点検項目及び点検内容

点検項目及び点検内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」最新年版の該当項目により行うものとする。

4) 給水設備清掃等の内容

①清掃（年1回以上）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第7号に定めるところにより行う。

- ・受水槽
- ・高架水槽

②点検及び水質検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号に定めるところにより行う。

- ・受水槽及び高架水槽点検

- ・給水、加圧ポンプ設備
- ・飲料用水質検査
- ・残留塩素測定

③水道法第34条の2第2項簡易専用水道施設検査の立会

- ・施設の外觀検査：受水槽の周辺や内部等の施設検査
- ・水質検査：臭気、味、色及び濁り等の状況
- ・記録の保存：水槽の管理記録等の整理保存

④給水ポンプ等保守点検業務

- ・メーカー指定の点検要領に基づき定期点検を実施する。
- ・給水ポンプ等に用いる非常用原動機等の点検・保守、燃料補給を実施する

5) 排水設備清掃の内容

- ①共用部分の排水管のつまり清掃
- ②住戸部分の排水管のつまり清掃
- ③その他、排水溝の清掃

6) 合併処理浄化槽（単独処理浄化槽も含む。以下、「浄化槽」という。）の修繕、指導

- ①浄化槽の維持修繕
- ②浄化槽の保守点検、清掃、法定検査に係る自治会指導
- ③浄化槽法に係る各種申請届出手続きに係る補助業務

7) 点検結果

点検結果は、点検終了後、とりまとめて月次報告書とあわせて随時報告する。不具合個所の改善結果・改善方針については、各年度の3月31日までに報告する。

(6) 電気設備保守点検

1) 目的

電力受変電設備等の機能を維持することを目的として点検等を実施する。

2) 保守点検対象設備

対象施設に設置されている、自家用電気工作物（非常用発電機設備等の保守・点検含む）

3) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等及びその敷地（資料：保守管理一覧表）。指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

4) 業務内容

電気事業法に基づき、以下の点検を実施する。

- ・日常点検
- ・定期点検
- ・精密点検等

5) 点検結果

点検結果は、点検終了後、とりまとめて月次報告書とあわせて随時報告する。不具合個所の改善結果・改善方針については、各年度の3月31日までに報告する。

(7) 防火及び防災設備保守点検

1) 目的

防火及び防災設備の適正な維持管理を目的とする。なお、点検は消防法第17条の3の3に規定する保守点検とする（任意設置設備を含む）。

2) 保守点検対象設備

- ①消火器具
- ②誘導灯及び誘導標識
- ③消防用水
- ④屋内消火栓設備
- ⑤粉末消火設備
- ⑥屋外消火栓設備
- ⑦自動火災報知設備
- ⑧非常警報器具及び設備
- ⑨避難器具
- ⑩排煙設備
- ⑪連結送水管
- ⑫その他

3) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等及びその敷地（保守管理業務等一覧表）。指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

4) 点検項目及び点検内容

点検項目及び点検内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」最新年版の該当項目により行うものとする。

5) 業務内容

- ①外観・機能及び総合点検（年2回：6月、12月）
- ②避難器具等の機能点検

6) 定期報告

点検結果は、消防法第17条の3の3により、定期的に消防署長に報告を行うものとする。

7) 防火施設整備事業

全国公営住宅火災共済機構に係る県営住宅防火施設等整備事業の対象施設は、県に実施内容等を報告する。

8) 点検結果

点検結果は、点検終了後、とりまとめて月次報告書とあわせて随時報告する。不具合個

所の改善結果・改善方針については、各年度の3月31日までに報告する。

(8) 樹木管理及び法面除草等

1) 目的

県営住宅等及びその敷地内の樹木等を適正に管理し、快適な住環境を維持することを目的とする。

2) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等及びその敷地。指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

3) 業務内容

定期的な巡回点検において樹木等の状況を判断し、自治会要望を踏まえ県と協議し剪定等を行う。また、法面等の除草で自治会の対応が困難であると思われる箇所については、指定管理者の業務とする。

なお、除草剤等の使用については、必要性、安全性を県と事前協議の上、使用の可否を決定する。

① 樹木等の保全

以下の項目において重点的に巡回を実施する。

- ・外灯照明等の障害になっている樹木
- ・隣接道路、歩道、県営住宅等内通路などで通行の障害となっている樹木
- ・電線、電話線等の障害となっている樹木
- ・隣接地に対して障害となっている樹木
- ・病虫害が発生している樹木
- ・枯損木、倒木のおそれのある樹木
- ・その他（上記以外で樹木管理上必要とするもの）

② 剪定整枝及び支柱撤去（適宜）

- ・高木の剪定（団地自治会との協議による）
- ・木及び生垣支柱の撤去

③ 除草（適宜）

- ・法面除草（投棄物処分を含む）
- ・草刈清掃

④ 側溝清掃（適宜）

4) 点検結果

点検結果は、点検終了後、とりまとめて月次報告書とあわせて随時報告する。不具合個所の改善結果・改善方針については、各年度の3月31日までに報告する。

(9) 定期的な巡回点検

1) 目的

建物及び共同施設等を定期的に点検し、異常箇所等を早期に発見し、迅速に対応することにより、安全で快適な住環境を維持することを目的とする。

2) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等及びその敷地。指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

3) 主な点検対象

- ①建物関係：屋根、外壁、建具、庇、とい、軒天井、床、階段、廊下、バルコニー、付属設備等
- ②共同施設関係：遊具、駐車場、フェンス、擁壁、通路、排水、外灯、受水槽、高架水槽、付属設備等
- ③隣接地関係：コンクリートブロック塀、傾斜地、崖地、電波障害対策設備等

4) 点検内容

定期的な巡回点検にて、3) の点検対象について以下の項目を基本に、目視や軽微な道具により打診等の点検を行い、異常箇所等を発見した場合は、迅速に対応又は、指導する。

なお、以下の項目は、最低限の点検項目を列記している、対象施設の状況に応じて、指定管理者で点検項目を適宜追加すること。

① 外壁・剥離点検等の定期点検

老朽化した県営住宅等の外壁剥離等の打診点検を行う。（年1回以上）

② 遊具の定期点検

遊具の点検については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂 第2版）及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）に基づき実施する。

③ 入居者による無断での増築又は模様替え（BSアンテナ等の設置等）

④ 敷地無断使用の有無（自動販売機の設置、看板等の設置、隣地越境等）

県営住宅等敷地内の行政財産使用許可に基づく設置物件の確認、無許可の設置物件の調査を行う。また、隣接地からの越境の有無、県有財産の隣接地への越境確認を行う。

⑤ 県営住宅等敷地内の施設等破損

重大な破損もしくは、人命に係る破損であれば、早急に、県に報告するとともに、二次災害防止対策を実施する。

⑥ 県営住宅等敷地内の不法放置車両

放置車両に対する、警告文貼り付け等を実施し、一定期間経過後の取扱を県と協議を行う。

⑦ 県営住宅等敷地内の不法投棄廃棄物

⑧ 廊下灯、階段灯、外灯の電球切れ

共用灯の点検を実施する場合は、機器の不具合か電球切れを確認し、経常的修繕で対応するか、自治会に電球取替を指導する。

また、計画的なLED照明への切替について、県、自治会等と協議を行う。

⑨ 屋上、ポンプ室等の施錠状況

関係者以外の侵入がないか、設備の破損がないか確認を行う。

⑩ 屋上への飛散物、雨水ドレインの状況

屋上の防水材料の破損確認、エキスパンションジョイントの固定状況確認、その他屋上設置設備の状況確認、飛散物がないか確認を行うとともに、雨水ドレイン周辺の清掃を行う。

⑪ その他敷地内の防犯対策、管理上の支障物件など

5) 点検結果

点検結果は、点検終了後、とりまとめて月次報告書とあわせて随時報告する。不具合個所の改善結果・改善方針については、各年度の3月31日までに報告する。

3.3 自然災害または火災等の報告及び点検

(1) 目的

人災及び自然災害等による被害等を早期に発見し、応急措置等の対策を行う。

(2) 対象施設

業務区域内のすべての県営住宅等及びその敷地。指定期間内に新たに整備される県営住宅等も管理の対象となる。

(3) 業務内容

指定管理者である者が定めた、危機管理マニュアル、緊急巡回又は、団地自治会及び近隣住民等からの情報収集を行い、写真及び図面等により記録の保存を行う。

応急措置、緊急修繕については、前記、2、2.2(5)の緊急修繕による。

(4) 被害状況報告

緊急巡回による情報収集の結果を書面により、速やかに、県に報告すること。

(5) 火災補修業務

火災補修業務に関する費用については、必要に応じて、別途委託するものとする。ただし、火災に係る損害、損失及び増額費用を最小限にするために緊急を要する初期対応に関しては、緊急修繕として対応する。

4 県営住宅等の環境整備に関する業務

4.1 環境整備の実施

建物外廻りを対象に実施する修繕等を含む県営住宅等内の住環境の向上を図るため、環境整備工事（設計・工事監理を含む）を実施する。

(1) 業務概要

- ①環境整備の情報収集、巡回調査等
- ②環境整備の現地調査、緊急度、施工計画書等を県と協議等
- ③環境整備工事の見積書、設計書作成、発注、施工、完成、検査等
- ④その他業務に関すること

(2) 環境整備工事の主な業務

- ①コンクリートブロック塀、外柵整備・補修
コンクリートブロック塀、破損外柵の補修、取替え、新設等
- ②外灯等の維持管理等
外灯、電球取替え、補修等
- ③敷地内通路、排水溝整備・補修・清掃
通路、排水溝の整備・補修・清掃
- ④法面整備・補修
県営住宅等の敷地内の法面の整備・補修
- ⑤安全対策
県営住宅等の敷地内の手すり取付け、車止め、侵入防止柵の設置等
- ⑥その他

4.2 駐車場環境整備の実施

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等関係法令への対応及び県営住宅内住環境の向上を図るため、設置された県管理駐車場について必要に応じ補修工事等（設計・工事監理を含む）を実施する。

(1) 業務概要

- ① 県管理駐車場の状況把握、維持保全計画・台帳の作成
- ② 県管理駐車場の維持保全計画に基づく駐車場の補修工事
- ③ 県管理駐車場のその他補修工事
- ④ 未整備の駐車場整備に関すること（調査・情報収集、自治会調整、見積書、設計書作成、工事発注、工事監理、検査等）
- ⑤ 県管理以外の駐車場（自治会管理駐車場）状況把握（場所、台数等の台帳作成・記録管理）
- ⑥ その他業務に関すること

5 施設概要資料

- 県営住宅の施設概要
- 保守管理業務一覧表
- エレベーター一覧表
- 遊具等設置一覧

6 添付資料

- 平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号 添資 1
- 平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号 添資 2

県営住宅の施設概要

北部地区

2024.3.31現在

NO	団地番号	団地名	市町村	管理戸数	完成年度、棟数、戸数						左のうち高層住宅棟数	階数	エレベーター		県管理駐車場		備考	
					完成年度	棟	戸数	完成年度	棟	戸数			棟計	有り	台数	管理区画		
																有り		区画数
1	4	名護団地	名護市	168			S57	9	168	9		4						
2	138	名護団地(新)	名護市	243	H22,H24,H25	4	243			4	4	6~10	●	4	●	246		
3	39	宇茂佐団地	名護市	168	S60.61	9	168			9		3~5			●	168		
4	89	大北団地	名護市	64	H4	3	64			3		4			●	74		
5	97	伊佐川団地	名護市	56	H5	3	56			3		4			●	56		
6	108	宇茂佐高層住宅	名護市	80	H7	1	80			1	1	5~9	●	2	●	80		
7	113	大宮高層住宅	名護市	180	H8	3	180			3	1	3~10	●	2	●	184		
8	115	東江高層住宅	名護市	94	H9	1	94			1	1	13	●	2	●	94		
		計		1,053		24	885		9	168	33	7	4	10	7	902	0	

県営住宅の施設概要

中部A地区

2024.3.31現在

NO	団地番号	団地名	市町村	管理戸数	完成年度、棟数、戸数						左のうち高層住宅棟数	階数	エレベーター		県管理駐車場		備考	
					完成年度	棟	戸数	完成年度	棟	戸数			棟計	有り	台数	管理区画		
																有り		区画数
1	8	赤道団地	うるま市	96	S52	6	144			6		4			●	157		
2	16	高原団地	沖繩市	200	S53	14	248			14		4			●	267		
3	24	石川団地	うるま市	168	S56	10	168			10		4			●	168		
4	25	美東団地	沖繩市	168	S56	8	168			8		4			●	193		
5	27	松原団地	うるま市	168	S52	8	168			8		4			●	189		
6	28	美咲団地	沖繩市	120	S58	5	120			5		5			●	120		
7	34	大原団地	うるま市	104	S59	5	104			5		4			●	138		
8	36	川原団地	うるま市	152	S60	7	152			7		4~5			●	158		
9	65	浜原団地	沖繩市	104	S61	5	104			5		4			●	104		
10	66	比謝団地	読谷村	100	S61	4	100			4		5			●	100		
11	68	古謝団地	沖繩市	144	S62	7	144			7		4			●	159		
12	71	比屋根団地	沖繩市	200	S62	9	200			9	2	5~10	●	2	●	202		
13	76	嘉手納高層住宅	嘉手納町	182	S63	3	182			3	3	8~10	●	3	●	183		
14	78	東恩納団地	うるま市	39	S63	2	39			2		4			●	40		
15	81	山里高層住宅	沖繩市	160	H1	2	160			2	2	9~10	●	3				
16	83	波平団地	読谷村	128	H2	6	128			6		4						
17	84	与那城団地	うるま市	84	H2	4	84			4		3~4			●	79		
18	85	具志川東団地	うるま市	150	H3	6	150			6	1	4~8	●	1	●	183		
19	90	浜原第2団地	沖繩市	150	H4	5	150			5	1	4~8	●	1	●	182		
20	92	勝連団地	うるま市	88	H3	4	88			4		4			●	122		
21	98	石川第2団地	うるま市	112	H4	6	112			6		4			●	131		
22	101	北美団地	沖繩市	56	H5	3	56			3		4			●	56		
23	104	胡屋高層住宅	沖繩市	127	H6	1	127			1		10	●	2	●	130		
24	107	松本高層住宅	沖繩市	92	H6	1	92			1	1	10	●	2	●	92		
25	111	兼原高層住宅	うるま市	168	H7	3	168			3	1	4~10	●	2	●	168		
26	114	八重島高層住宅	沖繩市	134	H8	2	134			2	2	10	●	2	●	134		
27	137	泡瀬団地	沖繩市	168	H22	2	98	H23	1	70	3	6	●	3	●	170		
28	149	赤道団地	うるま市	58	R5	1	58			1		6	●	1	●	50		
29	151	高原団地	沖繩市	93	R6	1	93			1	1	11	●	1	●	89		
		計		3,713		140	3,739		1	70	141	17	12	23	27	3,764	0	

県営住宅の施設概要

中部B地区

2024.3.31現在

NO	団地番号	団地名	市町村	管理戸数	完成年度、棟数、戸数						左のうち高層住宅棟数	階数	エレベーター		県管理駐車場		備考	
					完成年度	棟	戸数	完成年度	棟	戸数			棟計	有り	台数	管理区画		
																有り		区画数
1	17	砂辺団地	北谷町	264	S54	15	264			15		4			●	274		
2	22	牧港団地	浦添市	210	S56	14	290			14		5			●	300		
3	23	城間団地	浦添市	100	S56	4	100			4		5			●	100		
4	30	港川市街地住宅	浦添市	175	S58	1	175			1	1	12	●	2				
5	32	内間団地	西原町	260	S58	11	260			11		5						
6	37	西原団地	西原町	160	S60	6	160			6		5						
7	38	浦添市街地住宅	浦添市	178	S58	1	178			1	1	12	●	2				
8	64	経塚市街地住宅	浦添市	130	S61	1	130			1	1	6~10	●	2	●	93		
9	70	大山高層住宅	宜野湾市	115	S62	1	115			1	1	10	●	2	●	115		
10	72	北谷団地	北谷町	100	S63	4	100			4		5						
11	82	幸地高層住宅	西原町	142	H3	2	142			2	2	7~8	●	2				
12	87	桑江高層住宅	北谷町	164	H2	4	164			4	2	4~8	●	2	●	119		
13	88	中城団地	中城村	96	H4	4	96			4		4			●	115		
14	100	美浜高層住宅	北谷町	216	H5	2	216			2	2	10	●	4	●	259		
15	105	愛知高層住宅	宜野湾市	175	H6	1	175			1	1	7	●	3	●	175		
16	112	坂田高層住宅	西原町	140	H8	1	140			1	1	7~8	●	2	●	140		
17	116	北中城団地	北中城村	137	H9	4	137			4	1	4~10	●	2	●	143		
18	119	沢岷高層住宅	浦添市	105	H10	1	105			1	1	13	●	2	●	105		
19	124	中城第2団地	中城村	56	H10	1	56			1	1	7	●	1	●	56		
20	132	志真志団地	宜野湾市	153	H16	1	114	H17	1	39	2	2	8~12	●	3	●	153	
21	142	神森団地	浦添市	167						0			●	2	●	167		
22	143	大謝名団地	宜野湾市	332						0			●	6	●	332		
		計		3,575		79	3,117		1	39	80	17	15	37	16	2,646	0	

県営住宅の施設概要

南部地区

2024.3.31現在

NO	団地番号	団地名	市町村	管理戸数	完成年度、棟数、戸数						左のうち高層住宅棟数	階数	エレベーター		県管理駐車場		備考		
					完成年度		棟		戸数				棟計	有り	台数	有り		区画数	整備予定
					完成年度	棟	戸数	戸数											
1	14	古波蔵市街地住宅	那覇市	88	S53	1	88			1	1	9	●	1					
2	15	南風原第2団地	南風原町	30	S53	12	320			12		5	●		320		建替中		
3	18	松川団地	那覇市	70	S54	6	130			6		5	●		132				
4	19	古波蔵第2市街地住宅	那覇市	155	S55	1	155			1	1	6~11	●	2	●	72			
5	20	北大東団地	北大東村	12	H10	3	12			3		2			12				
6	21	大橋市街地住宅	那覇市	102	S55	1	102			1	1	11~12	●	2	●	103			
7	26	安岡市街地住宅	那覇市	130	S57	1	130			1	1	10	●	2					
8	29	新開団地	南城市	168	S58	8	168			8		4			172				
9	31	美田市街地住宅	那覇市	79	S58	1	79			1	1	10	●	1	●	55			
10	33	西崎団地	糸満市	300	S58	9	300			9	1	5~10	●	2	●	326			
11	35	あけぼの市街地住宅	那覇市	117	S59	1	117			1	1	12	●	2	●	46			
12	60	三重城市街地住宅	那覇市	352	S60	5	352			5	5	2~12	●	4					
13	61	上間市街地住宅	那覇市	118	S60	1	118			1	1	10	●	2					
14	62	国場市街地住宅	那覇市	89	S60	1	89			1	1	6~10	●	2					
15	63	西崎第2団地	糸満市	183	S61	8	183			8	1	3~9	●	2	●	197			
16	67	真玉橋市街地住宅	豊見城市	287	S62	3	287			3	3	7~10	●	5	●	245			
17	69	外間団地	八重瀬町	90	S62	4	90			4		5			107				
18	73	新開第2団地	南城市	100	S63	5	100			5		5			113				
19	74	赤嶺市街地住宅	那覇市	280	S63	7	280			7	3	3~8	●	3	●	289			
20	75	大里団地	南城市	88	H1	5	88			5		4			97				
21	77	鳥堀市街地住宅	那覇市	168	H1	2	168			2	2	7	●	2					
22	79	真栄里団地	糸満市	136	H1	7	136			7		4			136				
23	80	上之屋市街地住宅	那覇市	130	H1	1	130			1	1	10	●	2					
24	86	与那原第2団地	与那原町	53	H2	1	53			1	1	8	●	1	●	61			
25	91	高嶺団地	糸満市	94	H3	4	94			4		4~5			108				
26	93	大嶺団地	八重瀬町	80	H3	3	80			3		5			80				
27	94	長毛団地	八重瀬町	88	H7	4	88			4		4			106				
28	95	大里第2団地	南城市	72	H4	4	72			4		4			72				
29	96	賀数団地	糸満市	72	H4	3	72			3		4			73				
30	99	新垣団地	糸満市	56	H5	3	56			3		4			56				
31	102	親慶原団地	南城市	56	H5	3	56			3		4			56				
32	103	豊見城高層住宅	豊見城市	140	H5	3	140			3	1	5~10	●	2	●	142			
33	106	外間高層住宅	八重瀬町	136	H6	1	136			1		10	●	2	●	136			
34	109	知念団地	南城市	56	H7	3	56			3		4			56				
35	110	翁長高層住宅	豊見城市	128	H7	1	128			1	1	10	●	2	●	128			
36	117	仲伊保団地	南城市	56	H9	3	56			3		4			56				
37	118	繁多川高層住宅	那覇市	95	H9	1	95			1	1	10	●	2	●	95			
38	123	上間第2市街地住宅	那覇市	154	H10	1	154			1	1	12	●	2	●	175			
39	125	米須団地	糸満市	50	H11	4	50			4		3			50				
40	126	潮平高層住宅	糸満市	124	H11	1	124			1	1	13	●	2	●	124			
41	128	古波蔵第3市街地住宅	那覇市	300	H12	3	300			3	3	8~13	●	5	●	324			
42	130	天久高層住宅	那覇市	141	H13	1	141			1	1	7~12	●	2	●	141			
43	131	渡橋名団地	豊見城市	253	H14	1	117	H17.19	1	136	2	2	10	●	4	●	255		
44	133	屋宜原団地	八重瀬町	60	H17	1	60			1		5	●	1	●	62			
45	134	浜川団地	糸満市	220	H18	1	120	H20	1	100	2	2	10~12	●	4	●	224		
46	136	上田団地	豊見城市	128	H22	3	128			3	2	4~11	●	2	●	131			
47	139	豊見城団地	豊見城市	100	H22	1	40	H24	1	60	2	2	6~8	●	2	●	102		
48	140	須利原団地	与那原町	70	H24	1	70			1	1	8	●	1	●	70			
49	141	与那原団地	与那原町	120	H25	1	80			1	1	9	●	2	●	122			
50	144	南風原第一団地	南風原町	230	R04	4	230			4		5~10	●	6	●	231			
51	145	伊覇団地	八重瀬町	50	H29	1	50			1		5	●	1	●	50			
52	146	南風原第2団地	南風原町	225	R3	2	225			2		5~9	●	2	●	255			
53	501	豊見城団地県改良住宅	豊見城市	409	H17 H18	1 1	103 102	H19 H20	2 1	146 58	5	5	5~7	●	5	●	573	建替中	
		計		7,088		158	6,898		6	500	164	49	35	84	46	6,536	0		

県営住宅の施設概要

宮古地区

2024.3.31現在

NO	団地番号	団地名	市町村	管理戸数	完成年度、棟数、戸数						左のうち高層住宅棟数	階数	エレベーター		県管理駐車場		備考			
					完成年度		棟	戸数	完成年度				棟	戸数	棟計	有り		台数	管理区画	
					完成年度	棟			完成年度	棟									戸数	戸数
1	41	平良北団地	宮古島市	114	S55	10	144				10		3							
2	42	平良南団地	宮古島市	78	S57	10	174				10		3~4		●	174				
3	43	平良東団地	宮古島市	92	H1	5	92				5		3~4		●	92				
4	44	平良東第2団地	宮古島市	72	H3	3	72				3		4		●	72				
5	45	西里団地	宮古島市	72	H4	4	72				4		4		●	72				
6	46	下地団地	宮古島市	24	S60	3	24				3		3		●	24				
7	47	上野団地	宮古島市	24	S60	3	24				3		3		●	24				
8	48	伊良部団地	宮古島市	12	S61	1	12				1		3		●	12				
9	49	久員団地	宮古島市	102	H6	3	102				3	1	4~8	●	1	●	102			
10	120	上野第2団地	宮古島市	24	H10	2	24				2		3		●	24				
11	121	城辺団地	宮古島市	24	H10	4	24				4		3		●	24				
12	122	伊良部第2団地	宮古島市	24	H10	4	24				4		3		●	24				
13	127	西仲団地	宮古島市	51	H12	2	51				2	1	3~6	●	1	●	51			
14	129	平良団地	宮古島市	180	H13	11	180				11		3~6	●	3	●	181			
15	148	平良南団地	宮古島市	67	R5	1	67				1	1	10	●	1	●	67			
16	150	平良北団地	宮古島市	47	S55	10	144				10		3		●	48				
		計		1,007		76	1,230			0	0	76	3		4	6	15	991	0	

県営住宅の施設概要

八重山地区

2024.3.31現在

NO	団地番号	団地名	市町村	管理戸数	完成年度、棟数、戸数						左のうち高層住宅棟数	階数	エレベーター		県管理駐車場		備考			
					完成年度		棟	戸数	完成年度				棟	戸数	棟計	有り		台数	管理区画	
					完成年度	棟			完成年度	棟									戸数	戸数
1	52	真喜良団地	石垣市	108	S56	7	108				7		3							
2	53	真喜良第2団地	石垣市	88	S58	9	168				9		4							
3	54	磯辺団地	石垣市	72	S60	5	72				5		3		●	72				
4	55	磯辺第2団地	石垣市	90	S62	6	90				6		3		●	90				
5	56	真喜良第3団地	石垣市	80	H2	4	80				4		4							
6	57	新川第2団地	石垣市	88	H3	5	88				5		4		●	88				
7	58	平真団地	石垣市	128	H5	4	128				4	2	3~6	●	2	●	128			
8	59	宮良団地	石垣市	54	H8	4	54				4		3		●	54				
9	135	登野城団地	石垣市	167	H18	1	63	H20	2	104	3		5	●	2	●	171			
10	142	新川団地	石垣市	240	H30	1	80	R2、R5	2	160	1	1	7~9	●	3	●	243			
		計		1,115		46	931			4	264	48	3		3	7	7	846	0	

県営住宅の施設概要

合計【6地区】

2024.3.31現在

NO	団地番号	地区名	団地数	管理戸数	完成年度、棟数、戸数						左のうち高層住宅棟数	階数	エレベーター		県管理駐車場		備考			
					完成年度		棟	戸数	完成年度				棟	戸数	棟計	有り		台数	管理区画	
					完成年度	棟			完成年度	棟									戸数	戸数
1		北部地区	8	1,053							33	7	4	10	7	902	0			
2		中部A地区	27	3,713							140	17	12	23	27	3,764	0			
3		中部B地区	20	3,575							79	17	15	37	16	2,646	0			
4		南部地区	53	7,088							164	49	35	84	46	6,536	0			
5		宮古地区	14	1,007							76	3	4	6	15	991	0			
6		八重山地区	9	1,115							48	3	3	7	7	846	0			
		合計	131	17,551							540	96	73	167	118	15,685	0			

保守管理業務等一覧表

北部地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	棟番号	階数	管理戸数	エレベーター	給水設備	合併浄化槽	事業用電気工作物	共用廊下照明器具LED	ガス湯沸器	消防用設備等													備考						
											消火器具	誘導灯及び誘導標識	消防用水	屋内消火栓設備	粉末消火設備	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	非常警報器具及び設備	避難器具	排煙設備	連結散水設備	連結送水管		非常電源(非常電源専用受電設備)	非常電源(自家発電設備)	非常電源(蓄電池設備)	非常コンセント設備	操作盤	配線
4	名護(第二)	14	4	16					●	●	●															H24.7月下旬水道接続				
		15	4	24					●	●	●																			
		16	4	24					●	●	●																			
		17	4	24					●	●	●																			
		18	4	24					●	●	●																			
		19	4	16					●	●	●																			
		20	4	24					●	●	●																			
		21	4	8					●	●	●																			
138	名護新	A	8	56	●	●			●	●	●																●			
		B	10	90	●	●			●	●	●																	●		
		C	6	54	●	●			●	●	●																		●	
		D	10	50	●	●			●	●	●																		●	
		計		314																										
39	宇茂佐	1	4	16		高・受水槽				●	●																H10年浄化槽廃止			
		2	4	24			●	●																						
		3	4	16			●	●																						
		4	5	20			●	●																						
		5	3	12			●	●																						
		6	3	12			●	●																						
		7	4	24			●	●																						
		8	4	24			●	●																						
		9	5	20			●	●																						
89	大北	1	4	24		受水槽				●	●	●																		
		2	4	24			●	●	●																					
		3	4	16			●	●	●																					
		計		64																										
97	伊差川	1	4	16		受水槽 浄化槽				●	●	●																		
		2	4	24			●	●	●																					
		3	4	16			●	●	●																					
		計		56																										
108	宇茂佐高層		9	80	●2	●				●	●																●			
113	大宮高層	1	10	156	●2	●				●	●																	●		
		2	3	12						●	●																			
		3	3	12						●	●																			
		計		180																										
115	東江高層		13	94	●2	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
合計				956																										

※名護地区は、管理人室に受信機設置無し(全て共用部設置)

保守管理業務等一覧表

中部B地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	棟番号	階数	管理戸数	エレベーター	給水設備	合併浄化槽	事業用電気工作物	共用廊下照明器具LED	ガス湯沸器	消防用設備等															備考	
											消火器具	誘導灯及び誘導標識	消防用水	屋内消火栓設備	粉末消火設備	屋外消火栓設備	自火報・非常警報	器あり)	管理人室(警報受信機	ガス漏れ火災警報設備	非常警報器具及び設備	避難器具	排煙設備	連結散水設備	連結送水管		非常電源(非常電源専用受電設備)
82	幸地高層	1	7	84	●	●	浄化槽			●	●	●														●	
		2	8	58	●	●	浄化槽			●	●	●														●	
		計		142																							
87	桑江高層	1	8	78	●	●	受水槽			●	●	●														●	
		2	8	54	●	●	受水槽			●	●	●														●	
		3	4	16						●	●	●															
		4	4	16						●	●	●															
		計		164																							
88	中城	1	4	24			受水槽			●	●																
		2	4	24			受水槽			●	●																
		3	4	24			受水槽			●	●																
		4	4	24			受水槽			●	●																
		計		96																							
100	美浜高層	1	10	120	●	●				●	●	●														●	
		2	10	96	●	●				●	●	●														●	
		計		216																							
105	愛知高層		7	175	●	●			●	●	●															●	
112	坂田高層		8	140	●	●	浄化槽			●	●	●														●	
116	北中城	1	10	89	●	●	受水槽			●	●	●														●	
		2	4	24			受水槽			●	●	●															
		3	4	16			受水槽			●	●	●															
		4	4	8			受水槽			●	●	●															
		計		137																							
119	沢岨高層		13	105	●	●	浄化槽			●	●	●	●	●												●	
124	中城第二		7	56	●	●	浄化槽			●	●	●															
132	志真志	1	12	114	●	●			●	●	●	●														●	
		2	8	39	●	●			●	●	●	●														●	
		計		153																							
合計				3,639																							

エレベーター設置一覧

北部地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	所在地	設置場所	設置台数	仕様		メーカー
108	宇佐茂高層住宅	名護市		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
113	大宮高層住宅	名護市	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
115	東江高層住宅	名護市		2	60m/min 13停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
138	名護団地	名護市	A棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
138	名護団地	名護市	B棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
138	名護団地	名護市	C棟	1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	フジテック(株)
138	名護団地	名護市	D棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
	計			10			

エレベーター設置一覧

中部A地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	所在地	設置場所	設置台数	仕様		備考
71	比屋根団地	沖縄市	1号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
71	比屋根団地	沖縄市	2号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
76	嘉手納高層住宅	嘉手納町	2号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
76	嘉手納高層住宅	嘉手納町	3号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
76	嘉手納高層住宅	嘉手納町	1号棟	1	60m/min 9停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
81	山里高層住宅	沖縄市	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
81	山里高層住宅	沖縄市	2号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
85	具志川東住宅	うるま市	5号棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
90	浜原第2団地	沖縄市	5号棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
104	胡屋高層住宅	沖縄市		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
107	松本高層住宅	沖縄市		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
111	兼原高層住宅	うるま市	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
114	八重島高層住宅	沖縄市	1号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
114	八重島高層住宅	沖縄市	2号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
137	泡瀬団地	沖縄市	1号棟	1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
137	泡瀬団地	沖縄市	2号棟	1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
137	泡瀬団地	沖縄市	3号棟	1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	フジテック(株)
	計			21			

エレベーター設置一覧

中部B地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	所在地	設置場所	設置台数	仕様		備考
30	港川市街地住宅	浦添市		2	60m/min 12停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
38	浦添市街地住宅	浦添市		2	60m/min 12停止	点検	日本オーチス・エレベータ(株)
64	経塚市街地住宅	浦添市		2	60m/min 10停止	点検	日本オーチス・エレベータ(株)
70	大山高層住宅	宜野湾市		2	60m/min 10停止	点検	日本オーチス・エレベータ(株)
82	幸地高層住宅	西原町	1号棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
82	幸地高層住宅	西原町	2号棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
87	桑江高層住宅	北谷町	2号棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
87	桑江高層住宅	北谷町	1号棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
100	美浜高層住宅	北谷町	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
100	美浜高層住宅	北谷町	2号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄菱電ビルシステム(株)
105	愛知高層住宅	宜野湾市		2	60m/min 7停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
105	愛知高層住宅	宜野湾市		1	60m/min 7停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
112	坂田高層住宅	西原町		2	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
116	北中城団地	北中城村	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
119	沢岨高層住宅	浦添市		2	60m/min 13停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
124	中城第2団地	中城村		1	60m/min 7停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
132	志真志団地	宜野湾市	1号棟	2	60m/min 12停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
132	志真志団地	宜野湾市	2号棟	1	45m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
142	神森団地	浦添市	1号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
142	神森団地	浦添市	2号棟	1	60m/min 9停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
143	大謝名団地	宜野湾市	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	フジテック(株)
143	大謝名団地	宜野湾市	2号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
143	大謝名団地	宜野湾市	3号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
	計			37			

エレベーター設置一覧

南部地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	所在地	設置場所	設置台数	仕様		備考
14	古波蔵市街地住宅	那覇市		1	60m/min 9停止	点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
19	古波蔵第2市街地住宅	那覇市		2	60m/min 11停止	点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
21	大橋市街地住宅	那覇市		2	60m/min 12停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
26	安岡市街地住宅	那覇市		2	60m/min 10停止	点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
31	美田市街地住宅	那覇市		1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
33	西崎団地	糸満市	高層	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
35	あけぼの市街地住宅	那覇市		2	60m/min 12停止	点検	日本オーチス・エレベータ(株)
60	三重城市街地住宅	那覇市	E棟	1	60m/min 12停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
60	三重城市街地住宅	那覇市	C棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
60	三重城市街地住宅	那覇市	D棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
60	三重城市街地住宅	那覇市	AB棟	1	60m/min 12停止	点検	日本オーチス・エレベータ(株)
61	上間市街地住宅	那覇市		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
62	国場市街地住宅	那覇市		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
63	西崎第2団地	糸満市	高層	2	60m/min 9停止	点検	日本オーチス・エレベータ(株)
67	真玉橋市街地住宅	豊見城市	3号棟	1	60m/min 10停止	点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
67	真玉橋市街地住宅	豊見城市	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
67	真玉橋市街地住宅	豊見城市	2号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
74	赤嶺市街地住宅	那覇市	1号棟	1	60m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
74	赤嶺市街地住宅	那覇市	3号棟	1	60m/min 5停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
74	赤嶺市街地住宅	那覇市	7号棟	1	60m/min 4停止	点検	日本オーチス・エレベータ(株)
77	鳥堀市街地住宅	那覇市	1号棟	1	60m/min 7停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
77	鳥堀市街地住宅	那覇市	2号棟	1	60m/min 7停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
80	上之屋市街地住宅	那覇市		2	60m/min 10停止	点検	東芝エレベータ(株)
86	与那原第2団地	与那原町		1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付点検	日本オーチス・エレベータ(株)
103	豊見城高層住宅	豊見城市	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
106	外間高層住宅	東風平町		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
110	翁長高層住宅	豊見城市		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
118	繁多川高層住宅	那覇市		2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
123	上間第2市街地住宅	那覇市		2	60m/min 12停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
126	潮平高層住宅	糸満市		2	60m/min 13停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
128	古波蔵第3市街地住宅	那覇市	3号棟	2	60m/min 13停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
128	古波蔵第3市街地住宅	那覇市	1号棟	2	60m/min 13停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
128	古波蔵第3市街地住宅	那覇市	2号棟	1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
130	天久高層住宅	那覇市		2	60m/min 13停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
131	渡橋名団地	豊見城市	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
131	渡橋名団地	豊見城市	2号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
133	屋宜原団地	八重瀬町		1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
134	浜川団地	糸満市	1号棟	2	60m/min 12停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
134	浜川団地	糸満市	2号棟	2	60m/min 11停止	遠隔監視装置付点検	日本エレベーター製造(株)
136	上田団地	豊見城市	1号棟	1	60m/min 11停止	遠隔監視装置付点検	日本エレベーター製造(株)
136	上田団地	豊見城市	2号棟	1	60m/min 11停止	遠隔監視装置付点検	日本エレベーター製造(株)
139	豊見城団地	豊見城市	2号棟	1	45m/min 9停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
139	豊見城団地	豊見城市	1号棟	1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
140	須利原団地	与那原町		1	60m/min 8停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
141	与那原団地	与那原町	1号棟	1	60m/min 9停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
141	与那原団地	与那原町	2号棟	1	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
144	南風原第一団地	南風原町	1号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	フジテック(株)
144	南風原第一団地	南風原町	2号棟	2	60m/min 10停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本エレベーター製造(株)
144	南風原第一団地	南風原町	3号棟	1	45m/min 5停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
144	南風原第一団地	南風原町	4号棟	1	45m/min 5停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
145	伊覇団地	八重瀬町		1	45m/min 5停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
146	南風原第二団地	南風原町	1号棟	1	60m/min 9停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
146	南風原第二団地	南風原町	2号棟	1	60m/min 9停止	遠隔監視装置付遠隔点検	(株)沖縄日立
501	豊見城団地県改良住宅	豊見城市	G棟	1	45m/min 7停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
501	豊見城団地県改良住宅	豊見城市	F棟	1	45m/min 7停止	遠隔監視装置付遠隔点検	沖縄三菱ビルシステム(株)
501	豊見城団地県改良住宅	豊見城市	K棟	1	45m/min 5停止	遠隔監視装置付遠隔点検	東芝エレベータ(株)
501	豊見城団地県改良住宅	豊見城市	J棟	1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
501	豊見城団地県改良住宅	豊見城市	H棟	1	45m/min 6停止	遠隔監視装置付遠隔点検	日本オーチス・エレベータ(株)
	計			84			

エレベーター設置一覧

宮古地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	所在地	設置場所	設置台数	仕様		備考
49	久貝団地	平良市	1号棟	1	60m/min	8停止	遠隔監視装置付遠隔点検 日本オーチス・エレベータ(株)
127	西仲団地	平良市	1号棟	1	45m/min	6停止	遠隔監視装置付遠隔点検 日本オーチス・エレベータ(株)
129	平良団地	平良市	A棟	1	45m/min	6停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
129	平良団地	平良市	1号棟	1	45m/min	3停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
129	平良団地	平良市	6号棟	1	45m/min	3停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
148	平良南団地	平良市	1号棟	1	60m/min	10停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
	計			6			

エレベーター設置一覧

八重山地区

2024.3.31現在

団地番号	団地名	所在地	設置場所	設置台数	仕様		備考
58	平真団地	石垣市	1号棟	1	60m/min	6停止	遠隔監視装置付遠隔点検 沖縄菱電ビルシステム(株)
58	平真団地	石垣市	2号棟	1	60m/min	6停止	遠隔監視装置付遠隔点検 沖縄菱電ビルシステム(株)
135	登野城団地	石垣市	1号棟	1	45m/min	5停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
135	登野城団地	石垣市	3号棟	1	45m/min	5停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
147	新川団地	石垣市	2号棟	1	60m/min	9停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
147	新川団地	石垣市	1号棟	1	60m/min	9停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
147	新川団地	石垣市	3号棟	1	60m/min	9停止	遠隔監視装置付遠隔点検 (株)沖縄日立
	計			7			

エレベーター設置一覧

合計(6地区)

団地	地区名	団地数	設置場所	設置台数			備考
1	北部地区	4		10			
2	中部A地区	10		21			
3	中部B地区	15		37			
4	南部地区	36		84			
5	宮古地区	4		6			
6	八重山地区	3		7			
	計	72		165			

遊具等設置一覧

北部地区

2024.6.25現在

団地 番号	団地名	所在地	完成年	築年数	ブランコ	鉄棒	シーソー	滑り台	ジャングル ジム	コンビネー ション遊具	砂場	その他 (健康遊具)	計	備考
													0	
4	名護団地	名護市	1975	49									0	
138	名護団地(新)	名護市	2010	14									0	
39	宇茂佐団地	名護市	1985	39			2	1	1	1			5	滑り台、コンビネーション遊具、シーソー使用不可
89	大北団地	名護市	1992	32								2	2	
97	伊佐川団地	名護市	1993	31				1				1	2	
108	宇茂佐高層住宅	名護市	1995	29									0	
113	大宮高層住宅	名護市	1996	28		1		1				3	5	健康遊具2台使用不可
115	東江高層住宅	名護市	1997	27					1			1	2	
合計					0	1	2	3	2	1	0	7	16	

遊具等設置一覧

中部A地区

2024.6.25現在

団地番号	団地名	所在地	完成年	築年数	ブランコ	鉄棒	シーソー	滑り台	ジャングルジム	コンビネーション遊具	砂場	その他(健康遊具)	計	備考
8	赤道団地	うるま市	1977	47				1	1				2	滑り台、ジャングルジム使用不可
16	高原団地	沖縄市	1978	46			1						2	シーソー、鉄棒使用不可
24	石川団地	うるま市	1981	43									0	
25	美東団地	沖縄市	1981	43	1	1	1	1					4	ブランコ、シーソー使用不可
27	松原団地	うるま市	1977	47	1	1	1						3	ブランコ、鉄棒使用不可
28	美咲団地	沖縄市	1983	41		1		1				3	5	鉄棒使用不可
34	大原団地	うるま市	1984	40	1			1					2	
36	川原団地	うるま市	1985	39									0	
65	浜原団地	沖縄市	1986	38	1			1					2	ブランコ、滑り台使用不可
66	比謝団地	読谷村	1986	38				1				2	3	滑り台使用不可
68	古謝団地	沖縄市	1987	37									0	
71	比屋根団地	沖縄市	1987	37									0	
76	嘉手納高層住宅	嘉手納町	1988	36				1					1	
78	東恩納団地	うるま市	1988	36	1	1		1				2	5	スプリング遊具、滑り台、雲梯、ブランコ使用不可
81	山里高層住宅	沖縄市	1989	35									0	
83	波平団地	読谷村	1990	34									0	
84	与那城団地	うるま市	1990	34	1			2				2	5	ブランコ使用不可
85	具志川東団地	うるま市	1991	33						1		2	3	コンビネーション遊具、スプリング遊具使用不可
90	浜原第2団地	沖縄市	1992	32						2		4	6	スプリング遊具1台、コンビネーション遊具使用不可
92	勝連団地	うるま市	1991	33	1			1				1	3	スプリング遊具、滑り台、ブランコ使用不可
98	石川第2団地	うるま市	1992	32	1		1			1		1	4	コンビネーション遊具、シーソー、ブランコ使用不可
101	北美団地	沖縄市	1993	31									0	
104	胡屋高層住宅	沖縄市	1994	30				1					2	滑り台使用不可
107	松本高層住宅	沖縄市	1994	30	1	1	1			2		3	8	コンビネーション遊具1台、シーソー、スプリング遊具1台、ブランコ使用不可
111	兼原高層住宅	うるま市	1995	29				1		1			2	コンビネーション遊具使用不可
114	八重島高層住宅	沖縄市	1996	28						1			1	
137	泡瀬団地	沖縄市	2010	14									0	
149	赤道団地(新)	うるま市	2023	1									0	
151	高原団地(新)	沖縄市	2024	0									0	
合計					9	6	5	13	1	8	1	20	63	

遊具等設置一覧

中部B地区

2024.6.25現在

団地番号	団地名	所在地	完成年	築年数	ブランコ	鉄棒	シーソー	滑り台	ジャングルジム	コンビネーション遊具	砂場	その他(健康遊具)	計	備考
17	砂辺団地	北谷町	1979	45						1		3	4	コンビネーション遊具使用不可
22	牧港団地	浦添市	1981	43		1						6	7	鉄棒、アニマル遊具使用不可(解体工事のため)
23	城間団地	浦添市	1981	43				1					1	
30	港川市街地住宅	浦添市	1983	41								1	1	
32	内間団地	西原町	1983	41				2					2	
37	西原団地	西原町	1985	39									0	
38	浦添市街地住宅	浦添市	1983	41				1				1	2	
64	経塚市街地住宅	浦添市	1986	38									0	
70	大山高層住宅	宜野湾市	1987	37									0	
72	北谷団地	北谷町	1988	36				2					2	
82	幸地高層住宅	西原町	1991	33									0	
87	桑江高層住宅	北谷町	1990	34									0	
88	中城団地	中城村	1992	32				1					1	
100	美浜高層住宅	北谷町	1993	31								1	1	
105	愛知高層住宅	宜野湾市	1994	30		1						4	5	鉄棒、ベンチ型遊具使用不可
112	坂田高層住宅	西原町	1996	28									0	
116	北中城団地	北中城村	1997	27									0	
119	沢岨高層住宅	浦添市	1998	26									0	
124	中城第2団地	中城村	1998	26									0	
132	志真志団地	宜野湾市	2004	20									0	
142	神森団地(新)	浦添市	2015	9									0	
143	大謝名団地(新)	宜野湾市	2016	8									0	
合計					0	2	0	7	0	1	0	16	26	

遊具等設置一覧

南部地区

2024.6.25現在

団地番号	団地名	所在地	完成年	築年数	ブランコ	鉄棒	シーソー	滑り台	ジャングルジム	コンビネーション遊具	砂場	その他(健康遊具)	計	備考
14	古波蔵市街地住宅	那覇市	1978	46									0	
15	南風原第2団地	南風原町	1978	46									0	
18	松川団地	那覇市	1979	45									0	
19	古波蔵第2市街地住宅	那覇市	1980	44									0	
20	北大東団地	北大東村	1998	26									0	
21	大橋市街地住宅	那覇市	1980	44									0	
26	安岡市街地住宅	那覇市	1982	42	1			1	1			2	5	
29	新開団地	南城市	1983	41	2			1					3	滑り台、ブランコ1台使用不可
31	美田市街地住宅	那覇市	1983	41	1		1						2	ブランコ使用不可
33	西崎団地	糸満市	1983	41	1			1					2	ブランコ使用不可
35	あけぼの市街地住宅	那覇市	1984	40								2	2	
60	三重城市街地住宅	那覇市	1985	39				1				2	3	ロープネット使用不可
61	上間市街地住宅	那覇市	1985	39	1		1	1					3	シーソー、ブランコ使用不可
62	国場市街地住宅	那覇市	1985	39									0	
63	西崎第2団地	糸満市	1986	38									0	
67	真玉橋市街地住宅	豊見城市	1987	37	1				1	2		1	5	ブランコ、コンビネーション遊具、雲梯使用不可
69	外間団地	八重瀬町	1987	37									0	
73	新開第2団地	南城市	1988	36				2				1	3	滑り台1台、登り棒使用不可
74	赤嶺市街地住宅	那覇市	1988	36			1			1		5	7	コンビネーション遊具、スプリング遊具使用不可
75	大里団地	南城市	1989	35				1	1				2	
77	鳥堀市街地住宅	那覇市	1989	35						1		3	4	コンビネーション遊具、スプリング遊具使用不可
79	真栄里団地	糸満市	1989	35	1	1				1		2	5	鉄棒、コンビネーション遊具使用不可
80	上之屋市街地住宅	那覇市	1989	35	1					1		2	4	コンビネーション遊具、ブランコ、スプリング遊具1台使用不可
86	与那原第2団地	与那原町	1990	34			1					1	2	スプリング遊具使用不可
91	高嶺団地	糸満市	1991	33	1					1			2	ブランコ使用不可
93	大頓団地	八重瀬町	1991	33	1			2					3	滑り台1台、ブランコ使用不可
94	長毛団地	八重瀬町	1995	29				1				1	2	滑り台使用不可
95	大里第2団地	南城市	1992	32									0	
96	賀数団地	糸満市	1992	32						1			1	コンビネーション遊具使用不可
99	新垣団地	糸満市	1993	31		1							1	鉄棒使用不可
102	親慶原団地	南城市	1993	31									0	
103	豊見城高層住宅	豊見城市	1993	31									0	
106	外間高層住宅	八重瀬町	1994	30		1				1			2	
109	知念団地	南城市	1995	29									0	
110	翁長高層住宅	豊見城市	1995	29				1		1		1	3	滑り台、スプリング遊具使用不可
117	仲伊保団地	南城市	1997	27									0	
118	繁多川高層住宅	那覇市	1997	27	1								1	ブランコ使用不可
123	上間第2市街地住宅	那覇市	1998	26			1	2	1				4	滑り台1台、ジャングルジム、シーソー使用不可
125	米須団地	糸満市	1999	25									0	
126	潮平高層住宅	糸満市	1999	25									0	
128	古波蔵第3市街地住宅	那覇市	2000	24									0	
130	天久高層住宅	那覇市	2001	23								5	5	
131	渡橋名団地	豊見城市	2002	22						1		1	2	
133	屋宜原団地	八重瀬町	2005	19				1			1	2	4	スプリング遊具使用不可
134	浜川団地	糸満市	2006	18				1					1	滑り台使用不可
136	上田団地	豊見城市	2010	14									0	
139	豊見城団地	豊見城市	2010	14									0	
140	須利原団地	与那原町	2012	12									0	
141	与那原団地	与那原町	2013	11									0	
144	南風原第1団地	南風原町	2016	8									0	
145	伊覇団地	八重瀬町	2017	7									0	
146	南風原第2団地	南風原町	2017	7									0	
501	豊見城団地県改良住宅	豊見城市	2005	19									0	
合計					12	3	5	16	4	11	1	31	83	

遊具等設置一覧

宮古地区

2024.6.25現在

団地番号	団地名	所在地	完成年	築年数	ブランコ	鉄棒	シーソー	滑り台	ジャングルジム	コンビネーション遊具	砂場	その他(健康遊具)	計	備考
41	平良北団地	平良市	1980	44									0	
42	平良南団地	平良市	1982	42				1					1	撤去予定
43	平良東団地	平良市	1989	35									0	
44	平良東第2団地	平良市	1991	33									0	
45	西里団地	平良市	1992	32									0	
46	下地団地	平良市	1985	39									0	
47	上野団地	平良市	1985	39									0	
48	伊良部団地	平良市	1986	38									0	
49	久貝団地	平良市	1994	30									0	
120	上野第2団地	平良市	1998	26									0	
121	城辺団地	平良市	1998	26									0	
122	伊良部第2団地	平良市	1998	26									0	
127	西仲団地	平良市	2000	24									0	
129	平良団地	平良市	2001	23									0	
合計					0	0	0	1	0	0	0	0	1	

遊具等設置一覧

八重山地区

2024.6.25現在

団地番号	団地名	所在地	完成年	築年数	ブランコ	鉄棒	シーソー	滑り台	ジャングルジム	コンビネーション遊具	砂場	その他(健康遊具)	計	備考
51	新川団地	石垣市	1980	44									0	
52	真喜良団地	石垣市	1981	43									0	
53	真喜良第2団地	石垣市	1983	41				1					1	撤去予定
54	磯辺団地	石垣市	1985	39									0	
55	磯辺第2団地	石垣市	1987	37									0	
56	真喜良第3団地	石垣市	1990	34									0	
57	新川第2団地	石垣市	1991	33									0	
58	平真団地	石垣市	1993	31									0	
59	宮良団地	石垣市	1996	28						1			1	撤去予定
135	登野城団地	石垣市	2006	18						1			1	撤去予定
合計					0	0	0	1	0	2	0	0	3	

遊具等設置一覧

合計(6地区)

2024.6.25現在

団地番号	団地名	所在地	完成年	築年数	ブランコ	鉄棒	シーソー	滑り台	ジャングルジム	コンビネーション遊具	砂場	その他(健康遊具)	計	備考
1	北部地区				0	1	2	3	2	1	0	7	16	
2	中部A地区				9	6	5	13	1	8	1	20	63	
3	中部B地区				0	2	0	7	0	1	0	16	26	
4	南部地区				12	3	5	16	4	11	1	31	83	
5	宮古地区				0	0	0	1	0	0	0	0	1	
6	八重山地区				0	0	0	1	0	2	0	0	3	
合計					21	12	12	41	7	23	2	74	192	

○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

平成二十年三月十日

国土交通省告示第二百八十二号

改正	平成二〇年	三月三十一日	国土交通省告示第	四一四号
	同	二六年一一月	七日同	第一〇七三号
	同	二七年	二月二三日同	第 二五八号
	同	二八年	四月二五日同	第 七〇三号
	同	三〇年	九月一二日同	第一〇九八号
	令和	元年	六月二一日同	第 二〇〇号
	同	二年	四月 一日同	第 五〇八号
	同	三年	二月二六日同	第 一二六号
	同	四年	一月一八日同	第 一一〇号
	同	五年	三月二〇日同	第 二〇七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項の規定に基づき、この告示を制定する。

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一又は別表第二の（い）欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十四条の二第二号に規定する建築物のうち階数が四以下又は延べ面積が千平方メートル以下の国家機関の建築物以外のもの（以下「小規模民間事務所等」という。）を除く。） 別表第一

二 小規模民間事務所等 別表第二

第二 特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第三 第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第二項に規定する特定建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第十二条第一項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第一に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物（小規模民間事務所等を除く。） 別記第一号

二 小規模民間事務所等 別記第二号

- 附 則
この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二〇年三月三十一日国土交通省告示第四一四号)
この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二六年一月七日国土交通省告示第一〇七三号)
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五八号)
この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。
- 附 則 (平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇三号)
この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。
- 附 則 (平成三〇年九月一二日国土交通省告示第一〇九八号)
この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。
- 附 則 (令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号)
この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。
- 附 則 (令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号)
この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
- 附 則 (令和三年二月二六日国土交通省告示第一二六号)
この告示は、令和四年一月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年一月一八日国土交通省告示第一一〇号)
この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。
- 附 則 (令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号)
(施行期日)
- この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。
(経過措置)
 - この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
敷地及び地盤	(一)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
	(二)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
	(三)	令第二百二十八条に規定する通路	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
	(四)	(以下「敷地内の通路」という。)	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
	(五)		敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。

	(六)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第六十一条又は令第六十二条の八の規定に適合しないこと。	
	(七)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	
	(八)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	
	(九)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。	
二 建築物の 外部	(一)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	
	(二)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	
	(三)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	
	(四)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
	(五)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第二十三条、法第二十五条又は法第六十一条の規定に適合しないこと。
	(六)			木造の外壁躯体の劣化及び	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある

		損傷の状況	認する。	こと又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(七)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(八)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
(九)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(十一)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等(無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。)により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等(落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。)により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期調査等にあつて	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

				は、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	
	(十二)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。
	(十三)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
	(十四)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
	(十五)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
	(十六)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和四十六年建設省告示第九号第三第四号の規定に適合していないこと。
	(十七)	外壁に緊結された広	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
	(十八)	告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
三	(一)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
屋上及び屋	(二)	屋上回り（屋上	パラペットの	目視及びテストハンマ	モルタル等の仕上げ材

根		面を除く。)	立ち上り面の劣化及び損傷の状況	一による打診等により確認する。	に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
	(三)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
	(四)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
	(五)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
	(六)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第六十二条の規定に適合しないこと又は法第二十二条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。
	(七)		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
	(八)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
	(九)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
	四 建 築	(一)	防火区画	令第百十二条第十一項から第十三項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する。

物の内部				ただし、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕や模様替え等（以下「修繕等」という。）が行われていない場合を除く。	
	(二)	令第百十二条第一項、第四項、第五項又は第七項から第十項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第一項、第四項、第五項又は第七項から第十項まで（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第七項を除く。）の規定に適合しないこと。	
	(三)	令第百十二条第十八項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十八項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
	(四)	防火区画の外周部	令第百十二条第十六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十六項又は第十七項の規定に適合しないこと。
	(五)		令第百十二条第十六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十六項に規定する外壁等、同条第十七項に規定する防火設備に損傷があること。
	(六)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。

(七)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(八)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。
(九)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(十一)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 （一） 令第百十二条第一項、第四項から第六項まで又は第十八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第十八項を除く。）の規定による防火区画 一時間準耐火基準に適合しないこと。 （二） 令第百十二条第七項又は第十項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を

				及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第七項を除く。)の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令第百十二条第十一項から第十三項まで又は第十六項(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十一項から第十三項までを除く。)の規定による防火区画 令第百七条の二の規定に適合しないこと。
(十二)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
(十三)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
(十四)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。
(十五)	令第百十四条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第百十四条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第十二条第一項の規定に基づく調査以後に法第六条第一項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第百十四条の規定に適合しないこと。
(十六)	令第百	室内に面する	設計図書等により確認	令第百二十八条の五

六)		二十八条の五の各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	部分の仕上げする。 の維持保全の状況		(令第二百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合) 第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。) の規定に適合しないこと。
(十七)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(十八)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十九)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(二十)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の(一)から(三)までのいずれかに該当すること。 (一) 令百十二条第一項、第四項から第六項まで又は第十八項(令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合) 第十八

				<p>項を除く。)の規定による防火区画 一時間準耐火基準に適合しないこと。</p> <p>(二) 令第百十二条第七項又は第十項 (令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第七項を除く。)の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。</p> <p>(三) 令第百十二条第十一項から第十三項まで又は第十六項 (令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十一項から第十三項までを除く。)の規定による防火区画 令第百七条の二の規定に適合しないこと。</p>
(二十一)			部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。各部材又は接合部に穴又は破損があること。
(二十二)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。
(二十三)	天井	令第百二十八条の五各項に規定する建築物の天井の室	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。令第百二十八条の五 (令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第百二十九条第一項の規定が適用さ

	内に面する部分			れ、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。
(二十四)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(二十五)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。
(二十六)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下同じ。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令百十二条第十九項の規定に適合しないこと。
(二十七)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令百十二条第十九項の規定に適合しないこと。
(二十八)		昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号に規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）にあつては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、三年	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口の規定に適合しないこと。

		以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(二十九)	防火扉又は戸の開放方向	目視により確認する。	令第二百三十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第十号（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第三項第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第一項第六号、第二項第二号及び第三項第十号を除く。）の規定に適合しないこと。
(三十)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令百十二条第十九項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。）に支障があること。
(三十一)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
(三十二)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害と	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に

		なる物品の放置の状況		支障があること。
(三十三)		常閉防火扉等の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること。
(三十四)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
(三十五)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。
(三十六)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の三の三の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	令第一百条の五の規定に適合しないこと。
(三十七)		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
(三十八)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第一項又は令第十九条の規定に適合しないこと。
(三十九)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。
(四十)		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第二項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。
(四十一)		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	法第二十八条第二項若しくは第三項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合し

			ないこと。
(四十二)		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
(四十三)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(四十四)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	平成十八年国土交通省告示第千七百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
(四十五)		吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。
(四十六)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。次に掲げる各号の何れかに該当すること。 （一） 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の二分の一を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修

				繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。
	(四十七)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
五 避難施設等	(一)	令第二百二十条第二項に規定する通路	令第二百二十条第二項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。 令第二百二十条又は第二百二十一条（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第二百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。
	(二)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。 幅が令第十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修

				繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
(四)	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第一百八条、第二百二十四条、第二百五条又は第二百五条の二（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十四条第一項第二号を除き、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十四条第一項並びに第二百五条第一項及び第三項を除く。）の規定に適合しないこと。
(五)		物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
(六)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する。	令第二百二十六条の規定に適合しないこと。
(七)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百十一条の規定に適合しないこと。
(八)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
(九)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
(十)		避難器具の操作性の確保	目視及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具

		状況		が使用できないこと。
(十 一)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。 令第二百二十条、第二百一十一条又は第二百二十二条（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）の規定に適合しないこと。
(十 二)			幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。 令第二十三条、第二十四条又は第二百二十四条（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）については令第二百二十四条第一項第二号を除き、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）の規定に適合しないこと。
(十 三)			手すりの設置の状況	目視により確認する。 令第二十五条の規定に適合しないこと。
(十 四)			物品の放置の状況	目視により確認する。 通行に支障となる物品が放置されていること。
(十 五)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。 モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安

				全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。
(十六)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十三条第一項(令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号及び第六号を除く。)の規定に適合しないこと。
(十七)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十三条第二項(第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第二項第二号を除く。)の規定に適合しないこと。
(十八)		開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
(十九)	特別避難階段	令第二百二十三条第三項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という。)又は付室(以下単に「付室」という。)の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第二百二十三条第三項(令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号を除き、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。)の規定に適合しないこと。
(二十)		階段室又は付	目視及び設計図書等	排煙設備が設置されて

			室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	より確認する。	いないこと。
			付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。
	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第二百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確	可動式防煙壁が作動しないこと。

			認することで足りる。	
(二十七)	排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十八)		排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内を実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(二十九)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(三十)	その他の設備等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十六条の六又は第二百二十六条の七の規定に適合しないこと。
(三十一)		非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。
(三十二)	非常用エレベーター	令第二百二十九条の十三の第三項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
(三十三)		昇降路又は乗	目視及び設計図書等に	排煙設備が設置されて

	十三)		降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	より確認する。	いないこと。	
	(三十四)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
	(三十五)		乗降ロビー等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
	(三十六)		物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。	
	(三十七)		非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。	
	(三十八)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十六条の四の規定に適合しないこと。
	(三十九)		非常用の照明装置の作動の状況	非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。	
	(四十)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	
六 その他	(一)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。

(二)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。
(三)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
(四)			上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
(五)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
(六)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
(七)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
(八)		令 第 百 三 十 八 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げる 煙 突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。
(九)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。

別表第二

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
一 建 築 物 の 内 部	(一)	令 第 百 十 二 条 第 十 一 項 に 規 定 す る 区 画 (以下「堅穴」)	設計図書等により確認する。	令 第 百 十 二 条 第 十 一 項 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。た だ し、令 第 百 二 十 九 条 の 二 第 一 項 の 規 定 が 適 用 さ れ、か つ 全 館 避 難 安 全 性 能 に 影 響 を 及 ぼ す 修 繕 等 が 行 わ れ て い な い 場 合 を 除 く。
	(二)	区画	令 第 百 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ ら れ た 区 画	令 第 百 十 二 条 第 十 六 項

	と い う。)	画の外 周部	十六項に規定す る外壁等及び同 条第十七項に規 定する防火設備 の処置の状況	する。	又は第十七項の規定に 適合しないこと。
(三)			令第百十二条第 十六項に規定す る外壁等及び同 条第十七項に規 定する防火設備 の劣化及び損傷 の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十六項 に規定する外壁等、同 条第十七項に規定する 防火設備に損傷がある こと。
(四)	準耐火構造の 壁（堅穴区画	準耐火性能の確 保の状況	設計図書等により確認 する。	令第百七条の二の規定 に適合しないこと。	
(五)	を構成する壁 に限る。)	部材の劣化及び 損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴 又は破損があること。	
(六)		鉄骨の耐火被覆 の劣化及び損傷 の状況	設計図書等により確認 し、修繕等が行われ、か つ、点検口等がある場 合にあつては、点検口 等から目視により確認 する。	耐火被覆の剥がれ等に より鉄骨が露出してい ること。	
(七)		給水管、配電管 その他の管又は 風道の区画貫通 部の充填等の処 理の状況	設計図書等により確認 し、修繕等が行われ、か つ、点検口等がある場 合にあつては、点検口 等から目視により確認 する。	令第百十二条第二十項 若しくは第二十一項又 は第二百九条の二の 四の規定に適合しない こと。	
(八)	準耐火構造の 床（堅穴区画	準耐火性能の確 保の状況	設計図書等により確認 する。	令第百七条の二の規定 に適合しないこと。	
(九)	を構成する床 に限る。)	部材の劣化及び 損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴 又は破損があること。	
(十)		給水管、配電管 その他の管又は 風道の区画貫通 部の充填等の処 理の状況	設計図書等により確認 し、修繕等が行われ、か つ、点検口等がある場 合にあつては、点検口 等から目視により確認 する。	令第百十二条第二十項 若しくは第二十一項又 は第二百九条の二の 四の規定に適合しない こと。	
(十一)	防火設備（堅 穴区画を構成 する防火設備 に限る。以下	区画に対応した 防火設備の設置 の状況	目視及び設計図書等に より確認する。	令第百十二条第十九項 の規定に適合しないこ と。	
(十二)	同じ。)	居室から地上へ 通じる主たる廊 下、階段その他 の通路に設置さ れた防火設備に おけるくぐり戸	目視及び設計図書等に より確認する。	令第百十二条第十九項 の規定に適合しないこ と。	

		の設置の状況			
	(十三)	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口に規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）においては、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することです。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口の規定に適合しないこと。	
	(十四)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
	(十五)	常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することです。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	
	(十六)	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	
	(十七)	常閉防火扉の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	
	(十八)	照明器具、懸垂物等	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障があること。
二 避 難 施設	(一)	令第二百二十条第二項に規定する通路	令第二百二十条第二項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第二百二十条又は第二百二十一条（令第二百二十九条第一項の規定が適

		況		用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第百二十条を除く。)の規定に適合しないこと。
(二)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十一条の規定に適合しないこと。
(三)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
(四)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
(五)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。
(六)		直通階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。
(七)		幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第二十三条又は第二十四条の規定に適合しないこと。
(八)		手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第二十五条の規定に適合しないこと。
(九)		物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。

	(十)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。
--	-----	--	----------------	---------------------	---

別記第一号 (A4)
(略)

別記第二号 (A4)
(略)

別添1様式 (A3)
(略)

別添第1の2様式 (A3)
(略)

別添2様式 (A4)
(略)

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成二十年三月十日

国土交通省告示第二百八十五号

改正	平成二〇年	三月三十一日	国土交通省告示第	四一七号
	同	二四年一二月一日	同	第一四四八号
	同	二七年一月二九日	同	第一八七号
	同	二八年四月二五日	同	第七〇六号
	同	二八年十一月一日	同	第一一八〇号
	同	二八年十二月一六日	同	第一四一九号
	同	三〇年九月一二日	同	第一〇九八号
	同	三〇年一〇月二九日	同	第一二一四号
	令和元年	六月二一日	同	第二〇〇号
	同	二年四月一日	同	第五〇八号
	同	五年三月二〇日	同	第二〇七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項までの規定に基づき、この告示を制定する。

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一（い）欄に掲げる項目のうち一項（九）、（十）及び（十六）から（二十一）まで、別表第二（い）欄に掲げる項目のうち一項（十八）、（十九）、（三十七）及び（三十八）並びに二項（二十四）並びに別表第四（い）欄に掲げる項目のうち三項（七）とする。

第二 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 換気設備 別表第一
- 二 排煙設備 別表第二
- 三 非常用の照明装置 別表第三
- 四 給水設備及び排水設備 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、

当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第三 換気設備等の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 換気設備 別記第一号
 - 二 排煙設備 別記第二号
 - 三 非常用の照明装置 別記第三号
 - 四 給水設備及び排水設備 別記第四号
- 附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日国土交通省告示第四一七号)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一月二日国土交通省告示第一四四八号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八七号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇六号)

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一日国土交通省告示第一一八〇号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二六日国土交通省告示第一四一九号) 抄

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二日国土交通省告示第一〇九八号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一月二九日国土交通省告示第一二一四号)

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月二日国土交通省告示第二〇〇号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号)

(施行期日)

1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 法第二十八 条第二	(一)	機械換気設備	機械換気設備(中央給気機の外気取入口並びに直接外気に開	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以

項又は第三項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）		管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況		下「令」という。） 第二百二十九条の二の五第二項第三号の規定に適合しないこと。
	(二)	給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(三)	各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。	
	(四)	各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(五)	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	
	(六)	風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第二百二十九条の二の五第二項第五号の規定に適合しないこと。	
	(七)	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(八)	換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	
	(九)	機械換気設備量（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、	令第二十条の二第一号若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあつては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ 還気の二酸化炭	

			<p>還気中の二酸化炭素含有率又は還気と外気中の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。</p> $V=3600 \nu AC$ <p>この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 換気量 (単位 一時間につき立方メートル)</p> <p>ν 平均風速 (単位 一秒につきメートル)</p> <p>A 給気口断面積 (単位 平方メートル)</p> <p>C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比</p> $C=V_2/V_1$ <p>この式においてV₁及びV₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V₁ 空気調和設備の送風空気量 (単位 一時間につき立方メートル)</p> <p>V₂ 空気調和設備への取り入れ外気量 (単位 一時間につき立方メートル)</p>	<p>素含有率を確認した場合にあっては、還気中の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること。</p> <p>ロ 還気と外気中の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気中の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。</p>	
(十)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	
(十一)	中央 管 理	空気調 和設備	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐

		方式の主要 の空機及 器配管 及び配管の劣 化及び損傷の 状況			食、損傷等があるこ と。
(十二)	気調和設備	空気調和設備 及び配管の劣 化及び損傷の 状況	目視により確認する。		空気調和機器又は配 管に変形、破損又は 著しい腐食があるこ と。
(十三)		空気調和設備 の運転の状況	目視又は触診により確 認する。		運転時に異常な音、 異常な振動又は異常 な発熱があること。
(十四)		空気ろ過器の 点検口	目視により確認する。		昭和四十五年建設省 告示第千八百三十二 号第四号の規定に適 合しないこと又は点 検用の十分な空間が 確保されていないこ と。
(十五)		冷却塔と建築 物の他の部分 との離隔距離	目視により確認すると ともに、必要に応じ鋼 製巻尺等により測定す る。		令第百二十九条の二 の六第二号の規定に 適合しないこと。
(十六)		空気調和設備 の性能	各居室の温度	居室の中央付近におい て温度計により測定す る。	令第百二十九条の二 の五第三項の表 (四)項の規定に適 合しないこと。
(十七)		各居室の相対 湿度	居室の中央付近におい て湿度計により測定す る。		令第百二十九条の二 の五第三項の表 (五)項の規定に適 合しないこと。
(十八)		各居室の浮遊 粉じん量	居室の中央付近におい て粉じん計により測定 する。		令第百二十九条の二 の五第三項の表 (一)項の規定に適 合しないこと。
(十九)		各居室の一酸 化炭素含有率	居室の中央付近におい てガス検知管等により 測定する。		令第百二十九条の二 の五第三項の表 (二)項の規定に適 合しないこと。
(二十)		各居室の二酸 化炭素含有率	居室の中央付近におい てガス検知管等により 測定する。		令第百二十九条の二 の五第三項の表 (三)項の規定に適 合しないこと。
(二十一)		各居室の気流	居室の中央付近におい て風速計により測定す る。		令第百二十九条の二 の五第三項の表 (六)項の規定に適 合しないこと。
二 換気 設備を 設ける	(一)	自然換気設 備及び機械 換気設備	排気筒、排気 フード及び煙 突の材質	目視又は触診により確 認する。	不燃材でないこと。

べき調理室等	(二)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。
	(四)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。
	(五)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。
	(六)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。
	(七)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第一百五条第一項第三号イ(2)又は第二項の規定に適合しないこと。
	(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(九)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第一百五条第一項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(十)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四四号の規定に適合しないこと。
	(十一)		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(十二)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい

					腐食、損傷等があること。
	(十三)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3600 \nu A$ この式において、V、 ν 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量（単位一時間につき立方メートル） ν 平均風速（単位一秒につきメートル） A 開口断面積（単位平方メートル）	令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第三の規定に適合しないこと。
三 法第二十八条第二項又は第三項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	(一)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令百十二条第二十一項の規定に適合しないこと。
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第三の規定に適合しないこと。
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(七)		壁及び床の防火区画貫通部	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号

		の措置の状況		第二の規定に適合しないこと。
	(八)	連動型防火ダンプアーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第二第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(九)	連動型防火ダンプアーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(三)、(九)及び(十六)から(二十一)まで、二項(十三)並びに三項(九)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)及び(十五)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録
一項(四)及び(十三)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別表第二

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一令 第百 二十三 条 第三 項第 二号 に規 定す	(一)	排煙機	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
	(二)		排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。
	(三)		煙排出口の設置の状況	目視により確認する。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。

階段室 又は 付室、 令第 百二 十九 条の 十三 の三 第十 三項 に規 定す る昇 降路 又は 乗降 ロビ ー、 令第 百二 十六 条の 二第 一項 に規 定す る居 室等	(四)	煙排出口の周囲の状況	目視により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。	
	(五)	屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。	
	(六)	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
	(七)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(八)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(九)	排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$	令第百二十三条第三項第二号若しくは令第百二十九条の十三の三第十三項（これらの上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 煙排出口面積(単位 平方メートル) V _m 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第百二十三条第三項第二号若しくは令第百二十九条の十三の三第十三項（これらの上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。）又は令第百二十六条の三第一項第九号（令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）又は令第百二十六条の三第一項第九号を、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）又は令第百二十三条第三項第二号及び令第百二十六条の三第一

					項第九号を除く。)の 規定に適合しないこ と。
(十)			中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況	中央管理室において制 御及び作動の状況を確認 する。	中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこと。
(十一)	排煙 口	機械排 煙設備 の排煙 口の外 観	排煙口の位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告 示第千四百三十六号 第三号又は令第二百 二十六条の三第一項第 三号の規定に適合し ないこと。ただし、令 第二百二十八条の六第 一項、令第二百二十九 条第一項又は令第二百 二十九条の二第一項の 規定が適用され、かつ、 区画避難安全性能、階 避難安全性能又は全館 避難安全性能に影響を 及ぼす修繕等が行われ ていない場合を除く。
(十二)			排煙口の周囲 の状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放 を妨げる障害物がある こと。
(十三)			排煙口の取付 けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食、 損傷等があること。
(十四)			手動開放装置 の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり 操作できないこと。
(十五)			手動開放装置 の操作方法の 表示の状況	目視により確認する。	令第二百二十六条の三 第一項第五号の規定 に適合しないこと。た だし、令第二百二十八 条の六第一項、令第二 百二十九条第一項又は 令第二百二十九条の二 第一項の規定が適用 され、かつ、区画避難 安全性能、階避難安全 性能又は全館避難安全 性能に影響を及ぼす 修繕等が行われてい ない場合を除く。
(十六)		機械排	手動開放装置	作動の状況を確認す	排煙口の開放が手動

		煙設備による開放の排煙状況	る。	開放装置と連動していないこと。	
(十七)		口の性能	排煙口の開放状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(十八)		排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 一分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V _m 平均風速(単位 一秒につきメートル)	令第百二十六条の三第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(十九)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状態を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状態を確認できないこと。	
(二十)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。	
(二十一)	排煙風道	機械排煙設備の排煙状況	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(二十二)		風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(二十三)		排煙風道の材質		目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条

			の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十四)	防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十五)	排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第二百二十六条の三第一項第七号で準用する令第一百五条第一項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十六)	防火ダンパーの取付けの状況(外壁)	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(二十七)	防火ダンパーの開口部で延焼防止の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。

(二十八)	焼のおそれのある部分	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(二十九)	分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさと並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
(三十)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
(三十一)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況 (防火ダンパーが令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
(三十二)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の大きさ及び位置 目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号ロ又はハ及び第二号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十三)		排煙口及び給気口の周囲の	目視により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があ

		状況		ること。
(三十四)		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(三十五)		手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(三十六)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第二百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十七)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上連続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位一分につき立方メートル) A 排煙口面積 (単位平方メートル) V _m 平均風速 (単位一秒につきメートル)	令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十八)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(三十		煙感知器によ	発煙試験器等により作	排煙口が連動して開

九)		る作動の状況	動の状況を確認する。	放しないこと。
(四十)	特殊な構造の排煙設備	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(四十一)	備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の材質	目視により確認する。	令第二百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十二)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(四十三)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十四)	特殊な構造の排煙設備	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(四十五)	給気送風機の外觀	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
(四十六)	特殊な構造の排煙設備	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、

	備の給気送風機の性能		令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四十七)	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(四十八)	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(四十九)	給気送風機の給気風量	<p>吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。</p> $Q=60AV_m$ <p>この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Q 給気風量 (単位: 一分につき立方メートル)</p> <p>A 吸込口面積 (単位: 平方メートル)</p> <p>V_m 平均風速 (単位: 一秒につきメートル)</p>	令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(五十)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(五十)	特殊な吸込口の設置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口

	一)		構造の位置		等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。		
	(五十二)		排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。周囲に給気を妨げる障害物があること。		
	(五十三)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。浸入した雨水等を排出できないこと。		
二 令 第百 二十三 条第 三項 第二 号に 規定 する 階 段室 又は 付室、 令第 百二 十九 条の 十三 の三 第三 項に 規定 する 昇降 路又 は乗 降ロ ビ ー	(一)	特別避難階段の階段又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	階段室及び給気口の作動の状況	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	目視により確認する。	作動の状況を確認すること。	連動して作動しないこと。
	(二)			給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	
	(三)	加圧排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	
	(四)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	
	(五)			排煙風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
	(六)		給気口の外觀	給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	
	(七)			給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(八)			給気口の手動	目視により確認する。	周囲に障害物があり	

		開放装置の周囲の状況		操作できないこと。
(九)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
(十一)		給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(十二)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(十三)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(十四)		給気風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十五)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十六)		給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。

(十七)	給気送風機性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十八)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(十九)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(二十)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(二十一)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
(二十二)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(二十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
(二十四)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を四十センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は

				全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十五)	空気逃し口の 外観	空気逃し口の 大きさ及び位 置	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十六)		空気逃し口の 周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
(二十七)		空気逃し口の 取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(二十八)	空気逃し口の 性能	空気逃し口の 作動の状況	目視により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。
(二十九)	圧力調整装置の 外観	圧力調整装置の 大きさ及び 位置	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(三十)		圧力調整装置の 周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
(三十一)		圧力調整装置の 取付けの状 況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(三十二)	圧力調整装置	圧力調整装置の 作動の状況	目視により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。

			の性能		
三 令 第百 二十六条 の二 第一 項に 規定 する 居室 等	(一)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。
	(二)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(三)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(四)		可動防煙壁の材質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。
	(五)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。
	(六)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
四 予 備電 源	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。
	(三)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
	(五)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカル

				に維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(六)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。		電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(七)	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。		配管の接続部等に漏洩等があること。
(八)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。		発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
(九)	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。		基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十)	自家用発電機室の給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。		給排気が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
(十一)	接地線の接続の状況	目視により確認する。		接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(十二)	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。		測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。
(十三)	自家用発電装置の性能	電源の切替える状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
(十四)	自家用発電装置の性能	始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確

				立しないこと。	
(十五)			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(十六)			排気の状態	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
(十八)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
(十九)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
(二十)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(二十一)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
(二十二)			給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
(二十三)			Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
(二十四)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある

	(二十五)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
	(二十六)	直結エンジン	始動及び停止並びに運転の性能状況	目視、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)並びに二項(二十四)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、二項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、三項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに四項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別表第三

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
二 電	(一)	予備電源	予備電源への	作動の状況及び点灯時	昭和四十五年建設省

池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置			切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	間を確認する。	告示第千八百三十号第三第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(二)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第四の規定に適合しないこと。
	(三)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(四)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十二条第二十条又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
三 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	(二)		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	(三)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	(四)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第三号の規定に適合しないこと。
	(五)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。
	(六)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合	作動までの時間を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合し

				の切替えの状況		ないこと。	
四 電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	
	(二)			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。	
五 電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。	
	(二)			蓄電池室の換気の状態	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏四十度を超えていること。	
	(三)			蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	
	(四)			蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
	(五)				電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(六)				電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏四十五度を超えていること。
	(七)			充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(八)				キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六 自家用発電装置	(一)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。		
	(二)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。		
	(三)		発電機及び原	目視又は触診により確	端子部の締め付けが		

		動機の状況	認する。	堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
(四)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
(五)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(六)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(七)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
(八)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
(九)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十)		自家用発電機室の給排気の状態（屋内に設置されている	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファ

			場合に限る。)		ンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
(十一)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(十二)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
(十三)	自家用発電装置の性能		電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
(十四)			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
(十五)			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(十六)			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

五項(二)から(六)まで並びに六項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

別表第四

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 飲料用の配管設備及	(一)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
	(三)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第二号の規定に

び 排 水 設 備	(四)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第三号の規定に適合しないこと。	
	(五)		保温措置の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の二の四第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。	
	(六)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の二の四第一項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。	
	(七)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号又は第四号の規定に適合しないこと。	
	(八)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の二の四第二項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	
	(九)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号ロの規定に適合しないこと。	
	(十)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号イの規定に適合しないこと。	
	(十一)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第四号の規定に適合しないこと。	
	二 飲 料 水 の 配 管 設 備	(一)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第二号イ又はロの規定に適合しないこと。
		(二)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
		(三)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第二百二十九条の二の四第二項第五号の規定に適合しないこ

				と。	
	(四)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十九条の二の四第一項第四号の規定に適合しないこと。
	(五)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(六)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第一又は第二の規定に適合しないこと。
	(七)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。
	(八)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二又は第五の規定に適合しないこと。
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二若しくは第五の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
	(十)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
三	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ロの規定に適合しないこと。
排水設備	(二)		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ホの規定に適合しないこと。
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。
	(四)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がな

				いこと。
(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和四十四年建設省告示第千七百三十号第三第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
(七)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第二百二十九条の二の四第二項第一号又は昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ハの規定に適合しないこと。
(八)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。
(九)		配管の標識等	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ロの規定に適合しないこと。
(十)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(十一)		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
(十二)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。 令第二百二十九条の二の四第二項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
(十三)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。
(十四)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
(十五)		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。 令第二百二十九条の二の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
(十六)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号

		況		第二第一号ハの規定に適合しないこと。
(十七)		排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
(十八)		掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号イの規定に適合しないこと。
(十九)		雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イの規定に適合しないこと。
(二十)		間接排水の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。
(二十一)	通気管	通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第五号ハの規定に適合しないこと。
(二十二)		通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(二)を除く。)、二項(二)、(三)及び(七)を除く。)	並びに三項(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)を除く。)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
一項(二)、二項(二)、(三)及び(七)並びに三項(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別記第一号(A4)
(略)

別記第二号(A4)
(略)

別記第三号(A4)

(略)

別記第四号 (A4)

(略)

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表 (A4)

(略)

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

(略)

別表3 排煙風量測定記録表 (A4)

(略)

別表3—2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式(特殊な構造の排煙設備)

(略)

別表3—3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式(加圧防排煙設備)

(略)

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

(略)

別添様式 関係写真 (A4)

(略)